



社会福祉法人 凜優会
富貴の里保育園
0721-28-7364

★一時保育事業とは

保護者がパートなどで週1～3日働いたり、あるいは入院等で家庭での保育が困難となった場合や保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減する為に就学前のお子さんを保育園で一時的にお預かりする事業です。

★事業を利用できる時

- ① 保護者の短時間・断続的労働・職業訓練・就学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となる時
- ② 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる時
- ③ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる時
- ④ 特に施設長が認めた児童

★対象児童の年齢 生後9週目～就学までの乳幼児



★申し込み時の必要書類

※利用にあたっては、健康保険証・運転免許証・その他保護者を確認できる証明書を提示して下さい。

- ① 一時保育利用申込書
- ② 乳児栄養状態問診票・乳幼児健康問診票
- ③ 母子健康手帳
- ④ 連絡カード（写真添付）

※ 児童の面接をしてからの利用となりますので、面接の予約をお願いします。

★ 利用期間及び時間

平日 午前8：00～午後4：00
土曜日 午前8：00～正午

★申し込み受付及び利用料金

- ① 申し込みは保育園で随時、電話で受け付けます（9：30～16：00）
- ② 初回は利用前日までに必要書類と利用料金をいただきます。2回目からの利用料金は当日の朝にお支払い下さい。
- ③ **お金の返金は一切致しません。又、入金後は他の日に振替もできません。**
- ④ 利用時間が4時間以内の場合は半額となります。
4時間を越えた場合は1日分の料金となります。
- ⑤ 生活保護世帯は生活保護受給証（写し）を添付すれば利用料は免除となります。
市民税非課税世帯（4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当該年度）の市民税課税証明書を添付すれば利用料は免除となります。
- ⑥ 日曜・祝日・園の行事の日は、お休みとなります。
- ⑦ 令和元年10月より、市役所で「保育の必要性の認定」を受けた**3～5歳児**は利用料が無償になります。

	利用料	給食代
0～2歳	2600円	400円
3～5歳	1100円	400円

（1人1日当たり。※年齢は4月1日時点の満年齢です。）